

がん診療連携拠点病院における アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する 医療相談体制の充実について

(現状)

- アスベストによる肺がん及び中皮腫に関する医療相談（以下「アスベスト医療相談」という。）については、がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備に関する指針において拠点病院内に設置する相談支援センターの業務とされている。

(アスベスト疾患センターについて)

- 労働者健康福祉機構が開設している労災病院の中には、主に労働者やその家族を対象としたアスベスト医療相談の窓口としてアスベスト疾患センターを設置している病院がある。

(アスベスト医療相談の充実について)

- 拠点病院の相談支援センターによる、アスベスト医療相談体制を充実させるため、各都道府県から推薦のあった医療機関のうち、アスベスト疾患センターを設置している労災病院で、拠点病院の整備指針における要件を満たすものであって、以下の要件を満たすものについては、積極的に指定をすることとする。
 - ・ 労働者とその家族のみならず、一般住民からのアスベスト医療相談を受け付ける体制をもっていること。
 - ・ 当該医療機関が所在する都道府県内外のがん診療連携拠点病院に対して、アスベスト医療相談に関する指導、助言を行える体制をもっていること。
 - ・ 厚生労働省が実施するアスベストに関する調査研究に協力すること。
 - ・ 上記要件の達成状況につき毎年報告すること。
- また、既指定の拠点病院でアスベスト疾患センターを設置している労災病院に対しても上記要件を満たすよう求める。

(参考)

今回推薦の該当医療機関

富山労災病院、関西労災病院、熊本労災病院

既指定の該当医療機関

東北労災病院、千葉労災病院、香川労災病院